

石巻管内社会福祉施設等COVID-19 感染対策研修 質問・意見・要望 に対する回答

(1) 研修会場での質問 (6/29,7/1) に対する回答

No.	質問内容	回答
1	【患者発生時の流れについて】 患者発生時において、介護施設等では協力病院等に相談することになるのか。	協力病院等（かかりつけ医）への受診により、当該かかりつけ医がCOVID-19の感染疑いと判断した場合は、保健所による帰国者・接触者外来の受診調整の後に、指示がなされた帰国者・接触者外来を受診することになります。
2	【面会制限について】 非常事態宣言が解除され、施設それぞれが面会基準を設定しており、当該基準に施設毎の差異が生じている模様。圏域における基準設定など、考え方についてどうか。	保健所におきましては、感染対策上、管内の社会福祉施設における面会基準を設定する立場にはないことから、各施設において御検討願います。 なお、介護保険法及び障害者総合支援法、児童福祉法に基づく指定権者といましては、原則上、国の通知に基づき対応願います。
3	【アルコール消毒液について】 アルコール消毒液の濃度割合は何%にすべきか。	COVID-19に関しては、70～80%が適正とされております。
4	【ハンドソープの使用期限について】 ハンドソープ液についても、大きな容器からハンディタイプの容器に移し替えた場合、使用期限等の表示をすべきか。	ハンドソープメーカーによると、未開封で製造から3年間は品質が変わらないことを確認しているが、開封後はなるべくお早めに使用願いたいとのことです。
5	【連絡フロー図について】 県教育委員会では連絡フロー図が作成されているようだが、当該圏域において同様のものを、社会福祉施設向けに用意される予定についてはどうか。	県下の小中高校については、県教育委員会及び各市町村教育委員会との組織で構成されていることから連絡フロー図が作成されているようですが、社会福祉施設等については、法人単位で運営されておりますことから、保健所において、管内社会福祉施設等を対象とした、県教育委員会のような連絡フロー図についての整備予定はありません。 なお、施設等内で、入居者や従事者スタッフに感染疑いが生じた場合は、速やかに保健所へ御連絡願います。
6	【PCR検査の結果、陰性と判定された場合について】 職場への復帰は、どのくらいの期間を要するか。	PCR検査は、その瞬間にウイルスを持っているか否かについて判定するものであり、感染の可能性があつて初めて受検するものであるから、仮に陰性と判定されたとしても、その後に発症しないという確証にはならない。 保健所（行政）に出勤停止を指示する権限はないが、曝露後、2週間は出勤を控えて頂くべきである。

(2) 意見・要望等 (研修当日のアンケート記載から)

No.	意見・要望	回答
1	医療機関と同様に介護福祉施設との意見交換などを定期的に設けていただけると良いかと思えます。(特別養護老人ホーム)	当保健所では、COVID-19の感染状況を踏まえ、これまでに管内の主立った医療機関等関係者との連絡会議を行ってまいりましたが、今後は、社会福祉施設等関係者についても、参加の呼びかけについて検討してまいります。
2	県や市からのネットワーク作りをしてほしい。各事業者から個人で行っても、あまり効果がないと思われる。(通所介護)	
3	課題がいろいろ多くあり、大変さを感じています。1つ1つ細かく対応していく必要があると思われます。(特別養護老人ホーム)	
4	面会のあり方でむずかしい対応があり、困っている。石巻圏域の施設向けのガイドラインを示してほしい。(特別養護老人ホーム)	(1) 2に同じ
5	○ 患者（疑）発生時に介護施設で対応するのは設備、人員的に難しいと思えます。(特定施設入居者生活介護) ○ 有料老人ホームや通所介護施設で感染症が発生した場合業務がたちゆかなくなる可能性が大であると感じています。これに対する対策は？(有料老人ホーム)	高齢者施設で入居者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合、高齢者は原則入院することとなります。 高齢者施設から医療機関への搬送時に、施設側は、当該医療機関に対し、新型コロナウイルス感染状況（感染者であるか、濃厚接触者であるか）も含めた当該入居者の状況・症状等を可能な限り詳細に情報提供を行ってください。 また、平時の対応として、高齢者施設の管理者等は、感染者や濃厚接触者が発生した場合等に備え、個室管理や生活空間等の区分けに係るシミュレーション、人員体制に関する施設内・法人内等の関係者との相談、物資の状況の把握を行うとともに、感染者等が発生した場合の対応方針について、入所者や家族と共有しておくこと等が考えられます。 なお、職員が不足する事業所への応援職員の派遣については、現在、県長寿社会政策課で事業化について検討しているところです。 (「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」(令和2年6月30日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡))
6	全室個室のユニットケア施設ですが、感染者が出て、入院までではないが、施設観察となった場合、1ユニット(12人)をつぶして観察ユニットにしたいと考えてますが、そうすると移動によって個室者を多床室対応としなければなりません、請求方法は？ 東日本大震災では個室を大部屋請求で苦慮した為(特別養護老人ホーム)	これまでユニット型個室として使用していた部屋を多床室として利用した場合、これまで提供してきたユニットケアが継続して提供していると判断できるときは、これまでの利用者の了解を得た上で、これまでの利用者及び移動者の双方について、ユニットケア型個室の区分により請求して差し支えありません。
7	PPEや消毒液がまだまだ足りない状況です。(通所介護)	個人用防護具(PPE)については「サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて」(令和2年4月15日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか事務連絡)を参考に効率的に使用願います。 また、本研修資料の「ごみ袋でアイソレーションガウンを作る方法」や、公益社団法人全国老人福祉施設協議会のホームページに掲載されているリーフレット「感染防護用品がなくても身を守るために」なども参考にしてください。 なお、現時点では未定ですが、今後の配布の可能性に備えて、マスクや消毒液等の物資に関し、平時から在庫量及び使用量・必要量を整理し、照会があった場合に速やかに要望できるように備えておいてください。